

S N S を活用した若者に対する情報発信手法調査業務に係る 企画提案募集要項

1 趣旨

この要項は、青森県（以下「県」という。）が S N S を活用した若者に対する情報発信手法調査業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託先候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

S N S を活用した若者に対する情報発信手法調査業務

3 委託期間

委託契約締結日から令和 9 年 3 月 1 9 日（金）まで

4 委託経費上限額

5, 1 0 7 千円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

なお、実際の契約金額は委託先の選定後に、見積書を徴取して決定する。

5 委託業務の内容

別添仕様書案のとおり

6 企画提案応募資格

応募時点で次の要件を全て満たしていること。

- （1）本業務を適正に実施するための組織体制、事業規模を有し、県と十分な意思疎通がとれる者であること。
- （2）当該業務を企画遂行する十分な体制・能力を有していること。
- （3）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- （4）青森県発注の契約に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- （5）県民税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- （6）破産法、会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- （7）宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

7 応募方法

応募する者は、下記の提出書類を期限までに所定の方法で提出すること。

（1）提出書類

ア 参加表明書（様式 1）

イ 企画提案提出書（様式 2 及び付表）

ウ 企画提案書（様式任意 日本産業規格 A 4）

（ア）実施管理体制

担当者・管理責任者等の実施体制、緊急時の体制及び情報管理体制等について記載すること。

（イ）現状調査・分析の内容

調査対象、調査手法、調査項目、スケジュール等、当該業務の実施内容や実施方法について具体的に記載すること。

（ウ）実証・効果測定の内容

実証・効果測定手法、制作動画イメージ、スケジュール等、当該業務の実施内容や実施方法について具体的に記載すること。

（エ）実施スケジュール

業務完了までの全体的なスケジュールを記載すること。

（オ）これまでの実績

過去に実施した類似の業務や活動について実績を記載すること。

エ 経費積算書（様式任意 日本産業規格 A 4）

提案する業務に必要な経費（消費税及び地方消費税を含む）について、合計額及び経費区分（人件費、交通費、諸経費等）を提示すること。

オ 提案者に関する資料

（ア）提案者の概要（会社案内や組織体制等）

（イ）法人は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主は個人事業の開業届（控）の写し、任意団体は団体規約の写し又はこれらの事項を証明するものの写し

（ウ）貸借対照表及び損益計算書（直近 2 事業年度分）

※個人事業主の場合は青色申告決算書等

カ 個人情報情報の取扱いに関する方針、規程等

キ 危機管理体制に関する方針、規程等

（2）提出期限

参加表明書 令和 8 年 8 月 1 2 日（水） 1 7 時必着

企画提案書等 令和 8 年 8 月 1 9 日（水） 1 7 時必着

（3）提出部数

ア 参加表明書（様式 1） 1 部

イ 企画提案提出書（様式 2 及び付表） 5 部（正本 1 部、副本 4 部）

ウ 企画提案書、経費積算書 各 5 部（正本 1 部、副本 4 部）

エ 提案者に関する資料ほか 各 1 部

（4）提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は、平日の 9 時から 1 7 時までとする。

メールや F A X による提出は認めない。

(5) 提出先

下記の「12 問合せ・応募書類提出先」へ提出すること。

(6) 留意事項

- ア 提案は1者につき1提案とする。
- イ 提出された企画提案書は、委託先選定の審査にのみ使用する。
- ウ 企画提案書等の提出に必要な費用は提出者の負担とする。
- エ 提出された企画提案書等は返却しない。また、企画提案書の提出後にその内容を変更することはできない。
- オ 提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- カ 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。

8 審査方法

提出書類を総合的に審査して委託先候補者を選定する。

なお、プレゼンテーションは必要に応じて実施することとし、実施する場合は、令和8年8月27日(木)を予定している。実施の有無、開催日時、場所(オンライン併用予定)等については、別途、企画提案者に個別に連絡する。

応募が多数の場合、本プレゼンテーション審査の前に一次審査(書面審査)を実施し、上位候補者による審査を実施する。また、審査対象は事前に提出された資料についてのみとし、追加資料の提出は認めない。

[審査項目]

(1) 実施管理体制

- ・事業を確実に効果的に実施できる体制が整っているか。

(2) 経費の妥当性

- ・経費の積算は適切か。

(3) 提案の全体像

- ・事業の目的に沿っているか。
- ・提案内容全体を通して齟齬がなく、実現可能性があるか。
- ・効果的かつ現実的なスケジュールが設定されているか。

(4) 現状調査・分析の内容

- ・事業の目的に沿った調査対象を選定しているか。
- ・実現可能な調査手法、スケジュールとなっているか。
- ・若者の県内就職を促進する効果的な情報発信を検討する上で、必要な調査項目が挙げられているか。

(5) 実証・効果測定の内容

- ・事業の目的に沿った実証・効果測定手法となっているか。
- ・実現可能なスケジュールとなっているか。
- ・制作動画イメージが若者に訴求するような内容になっているか。

(6) 過去の実績

- ・過去に類似の業務を円滑かつ効果的に実施しているか。

9 審査結果の通知と委託契約の締結

(1) 審査結果の通知等

審査結果は、採否を問わず全ての提案者に対して文書により通知する。

なお、審査結果に関する質問等は受け付けない。

(2) 委託契約の締結及び権利の帰属

ア 委託契約の締結に当たっては、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査した上で随意契約による委託契約を締結する。

イ 委託契約は、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づいて締結する。

10 応募に関する質問

(1) 質問受付期限

令和8年8月5日（水） 17時必着

(2) 質問方法

質問書（様式3）に記入の上、下記の「12 問合せ・応募書類提出先」あて、電子メールで提出すること。

原則、口頭（電話含む）による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問書を提出した者あてに電子メールで回答するほか、県のホームページに掲載するものとする。

ただし、質問内容が質問書を提出した者固有の内容に係る場合は、県のホームページに掲載しない。

11 スケジュール

8月 5日（水） 17時	質問受付期限
8月12日（水） 17時	参加表明書受付期限
8月19日（水） 17時	企画提案書等の提出期限
8月27日（木）（予定）	企画提案競技審査会、委託先選定
8月下旬	契約締結

12 問合せ・応募書類提出先

青森県こども家庭部 若者定着還流促進課若者採用支援グループ（県庁南棟4階）

住 所：〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

電 話：017-734-9401

E-mail：wakamono@pref.aomori.lg.jp